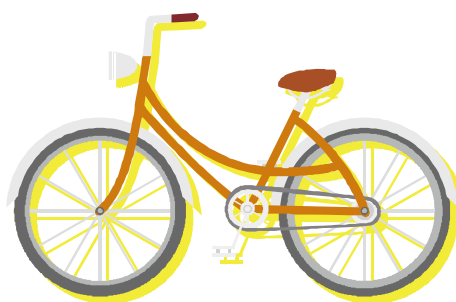
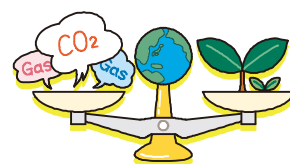


「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」の ご 紹 介

「地球環境先進県」として、県民、事業者、行政が
連携・協働して地球温暖化対策に取り組みましょう！



地球環境を守るかごしま県民運動推進会議
鹿児島県環境林務部地球温暖化対策課

「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」

平成22年4月1日施行（一部は平成23年4月1日施行）

1

条例の特徴

■「カーボン・オフセット」の仕組みの普及促進

県は、温室効果ガスを削減する効果的な手法であるカーボン・オフセットの仕組みの普及に率先して取り組むこととし、県民や事業者の皆さんが、自ら排出した二酸化炭素を県内の森林整備等で埋め合わせる仕組みづくりに取り組んでいます。



二酸化炭素削減のための森林整備活動

※「カーボンオフセット」とは、県民や企業等が①自らの温室効果ガスの排出量を認識し②主体的にこれを削減する努力を行うとともに③削減が困難な部分の排出量を把握し④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により③の排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。（環境省指針）

■森林整備による温室効果ガスの吸収量を認証

県は、事業者、県民及び環境保全活動団体の皆さんが県内において森林の適切な整備を行った場合には、その整備によって増加したと認められる温室効果ガス吸収量を認証し、「見える化」を図ります。



■世界自然遺産の屋久島における低炭素社会の先進的な地域づくりの推進

県は、再生可能エネルギーである水力発電の豊富な屋久島が温室効果ガスの排出が抑制された先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進します。



世界自然遺産の屋久島と電気自動車

※「再生可能エネルギー」とは、太陽光、水力、風力、太陽熱のように、再生可能で、半永久的に利用できるエネルギーのことをいいます。

1

事業活動に係る地球温暖化対策

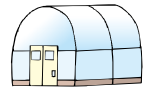
- ・ 温室効果ガスの排出量の把握
- ・ 温室効果ガスの排出抑制に対する自主的かつ積極的な取組
- ・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入・運用 など



2

農林水産業に係る地球温暖化対策

- [農林水産業を営む皆さん]
環境への負荷の低減に配慮した生産
- ・ エネルギーの消費がより少ない機械器具の利用
 - ・ 適正な量の肥料の使用など
- [県民の皆さん]
温室効果ガスを吸収・固定する森林の持つ機能に対する理解 など



3

日常生活等における地球温暖化対策

- ・ 廃棄物の発生の抑制、再利用・再生利用による資源の有効な利用
- ・ 環境にやさしい商品の購入や使用
- ・ 地域で生産されたものをその地域で消費する(地産地消)の取組の推進 など



4

建築物に係る地球温暖化対策

- [建築物の販売や賃貸をする事業者の皆さん]
購入又は賃貸しようとする方に対する、外壁や窓の断熱などの地球温暖化対策に係る情報の提供 など



5

自動車に係る地球温暖化対策

- ・ 自動車の使用に代えた温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関や自転車の利用
- ・ 温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入
- ・ 急発進・急加速をしないエコドライブの推進 など



6

再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

- ・ 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの優先的な利用



3

条例に基づく計画書の作成・提出など

1 温室効果ガス排出抑制計画書等の提出

事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者の皆さんは、平成23年度から、その事業活動に係る温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況等報告書を作成し、県に提出していただきます。

1 対象

- ① 平成22年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者の皆さん
※ 基本的には省エネ法に基づいて、国に定期報告書を提出している事業者の皆さんが対象となります。

なお、連鎖化事業者におかれては、県内の支店等のみの温室効果ガス量を合計した値で判断する必要があります。

- ② 平成22年度末時点のバス等の登録台数が一定台数以上の事業者の皆さん
(バス100台、トラック100台、タクシー230台、船舶1万総トン)

2 提出していただく書類

- ① 温室効果ガス排出抑制計画書(3～5箇年を計画期間として定めていただいた上で、その計画期間の初年度に提出)
- ② 実施状況等報告書(毎年度提出)
※ 省エネ法に基づく届出を国へ提出されている場合は、当該様式の一部を利用できます。

2 家電製品を販売する際の省エネ性能の表示等

エアコン、テレビ、又は冷蔵庫を各々5台以上店頭で販売する事業者の皆さんは、平成23年度から次のような対応をしていただきます。

対応の内容

- ① その電気機器の省エネルギー性能の省エネラベルによる表示
(右の図は、省エネ法に基づく「統一省エネラベル」)
- ② 購入しようとする方に対する、省エネ基準達成率や年間消費電力量等の説明



3 大規模な建築物の新築等の際の建築物温暖化対策計画書の提出

延べ床面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築等を行おうとする建築主の皆さんは、平成23年度から、県建築物温暖化対策指針に基づき、温暖化対策のための計画書を作成し、県に提出していただきます。

4 自動車販売時の温室効果ガスの排出量の説明

自動車の販売を業とする事業者の皆さんは、購入しようとする方に対し、その販売する新車に係る温室効果ガスの排出量等について説明されるよう努めてください。